

状況と倫理 — エマニユエル・レヴィナスにおける —

西川 貴 紀

序論に代えて — レヴィナスにおける状況と思想

エマニユエル・レヴィナスは、一九〇六年、リトアニアのカウナスでユダヤ人の書籍商の子として生まれた。一九一七年、「ユダヤ人であり、かつブルジョワ」⁽¹⁾の家庭の子供という立場でロシア革命を体験。一九二三年、フランス、ストラスブールに留学。一九三一年、フランスに帰化。そして、一九三九年、第二次世界大戦の勃発に伴い、フランス軍に通訳兵として従軍したレヴィナスに、彼の生涯と思想とに大きく影響する出来事が起こる。一九四〇年のパリ占領の際、彼はドイツ軍の捕虜となった。彼はユダヤ人であったが、戦時国際法（ジュネーヴ条約）により、ドイツ領内の収容所に移された後も戦争捕虜としての扱いを受けることができた。そして彼は生き残った。が、パリに住んでいた妻と娘を除いて、彼の親族はドイツによるリトアニア占領後、全員が虐殺された。

この「出来事」が彼にもたらした思想的影響は、国家、あるいは何らかの共同体的なものを主体とするような思考、思想との断絶であった。

彼の同胞たちの命を次々と奪っていったのは「全体主義」といういわば「国家の論理」であった。国家のあるいは何らかの社会的なものの中での論理が、一人一人の「個人」の命を奪うことを正当化していた、とい

う批判的認識が、レヴィナスの倫理思想のあり方を、その根本の部分で形づくっているように感じられる。そしてこの認識は、ひとり「全体主義」に対して、ひとりナチスドイツに対してのみならず、他のいかなる国家、社会に対しても向けられる。レヴィナスにとって、「戦争」とは全てそうした「全体性の論理」による「個人」に対する暴力の発動に他ならない。こうした主張は、彼の多くの著作の中で様々な形で示されている。こうして、彼にとって倫理は国家や、あるいは何らかの社会的なものを離れて、「個人」に求められることになる。

レヴィナスの倫理思想は、優れて「個人主義的」なものである。例えば彼は、論文「原理と顔」の中で、平和が実現されるためには「あらゆる体系に抗して」、「個人的な善意志」が必要なのだと述べている (cf. IH, 169)。「あらゆる体系に抗して」——その通りである。ある体系における論理が、体系内の個人に、他の個人に対して暴力を振るうことを強いる、という状況が存在することを、我々は多くの戦争やナチスドイツの所業から知っている。また、国家、社会制度、共同体、すべての「体系」は、それ自体が、自らの論理の行使において、体系内のある個人に対する暴力装置となり得るはずである。もし「あらゆる体系」においてその論理が個人に対する暴力として働くことがあり得る、ということを確認するならば、最終的に、暴力を回避する可能性は、体系と個人の関係ではなく、個人と個人との関係の内に求められなければならないだろう。我々一人一人が、全体性の暴力に対して、倫理的な抵抗者とならねばならないのである。ナチスドイツの論理に抗して、一人一人のドイツ人が、一人の人間として、一人一人のユダヤ人に対して倫理的に向き合わねばならなかったのである。——国家の圧力を受けながらユダヤ人にビザを発行し続けた杉原千畝のように。

本論は、個人がその置かれた状況の内ではいかにして倫理的たり得るか、またなぜ倫理的たらねばならないかを、レヴィナスの倫理思想に即して探ってゆくことをその目的としている。本論では、まずレヴィナスの倫理

思想の基本的構造を明らかにした上で、次に、国家と宗教という二つの問題領域を選んで、その中で、この倫理がどのように機能しているかを見てゆくことにしたい。

一 レヴィナスの倫理

述べたように、レヴィナスの倫理思想は優れて個人主義的なものである。レヴィナスの倫理の基本構造は「対面」(face-a-face)であると言われる。対面の倫理——すなわち、個人に対する個人の倫理である。

では、この対面の場面において、いかにして倫理は生まれてくるのか。

レヴィナスの倫理を構成するものは「同」と「他」という二つの概念である。

レヴィナスは言う。「認識する自我……それが〈同〉の最たるものである」(UC, 51)。レヴィナスによれば、認識とは他なるものを「自我」の内へと回収する運動に他ならない。了解する (comprendre) とはすなわち包摂することなのである。⁽²⁾ こうして「認識する自我」は他なるもののその他性を「抹消もしくは変容」(bid.) しつつその対象を己の内へと取り込んでゆく。

だが、「同」が決してその他性を奪い去ることができないものとして、この「同」のエゴイズム (UC, 64) を転覆させるものが存在している。それが、「他者」である。レヴィナスは言う。「絶対的な〈他〉、それが〈他者〉である」(TI, 9)。

レヴィナスにおいて、他者は「顔」(visage) として「公現」(epiphanie) する。顔は、「他」を「同」へと回収しようとする自我を「審問」する。「顔は所有に、私の諸権能に、抵抗する」(TI, 172)。だが、この他者の

「抵抗」は初め、それを「同」へと回収しようとする「自我」に、他者を「殺そう」と意欲させるといふ。「殺人のみが全面的否定たりうる」(ibid.)からである。「他者とは私が殺したいと意欲する唯一の存在者なのである」(TI, 173)。だが、他者の「抵抗」はこの「殺人」に対しても屈することがない。レヴィナスは言う。「他者が私に対してつきつけるもの、それは……この全体に対する他者の存在の超越そのものである」(ibid.)。それは、「他者の超越の無限」(ibid.)である。無限に「他」であり続けるという抵抗。「殺人に対する抵抗はきわめて大きな抵抗との関係ではなく絶対的に〈他なる〉何ものかとの関係であり、この関係は抵抗しないものの抵抗、つまりは倫理的抵抗である」(ibid.)。「顔」は、その弱さによって抵抗するのである。それは、「他者の顔、他者の眼の無防備なまっつき裸出性」における「圧殺しえないしぶとい抵抗」(ibid.)である。

「他」を「同」と化そうとするする自我が、この「倫理的抵抗」に出会うことによつて、「他」を「否定」しようとすること——あくまで「同」の自発性において「他」と関係すること——を、放棄すること、つまり「他者」に対して、それに「他」としての性格を保証しつつ関係すること。それは「汝、殺すなかれ」という命令を聞くことなのであり、それがすなわちレヴィナスにおける「倫理的であること」なのである。

他者は自我の外部から到来し、審問することによつて自我に呼びかける。それは自分を「了解」包摂するのではなく、迎え入れるよう求める呼び声である。自我は他者との関係において、倫理的な主体として定立せられるのである。レヴィナスはこの主体に、それは「責任」(responsabilité)である、という性格を与える。主体は、他者の呼びかけに「応答」(répondre)する責任として定立されるのだ。この倫理的な次元において、「自我」であるとは、責任を免れることができないということの意味している(LC, 66)。だが、この責任は、「自我」からその帝国主義とエゴイズムを取り除きはする」が、一方で、「それを普遍的な秩序の一契機に変容し

てしまう」ことはない (LC, 67)。つまり、責任に應えるものは、他の誰でもないまさに「この私の」自我なのである。レヴィナスは言う。「〔自我〕の唯一性、それは誰も彼に代わって応答するものがないという事態のことである」(ibid.)。

倫理的な責任を担うものは、唯一人、他の誰でもない「この私」である、という認識は、世界の中で一人責任を担う主体＝臣従者(subject)の姿を現れさせるとともに、自我と他者との倫理的な非対称性を明らかにする。つまり、他者との関係において私は「倫理的主体」としてあらねばならないが、私の方は、他者に対して彼が倫理的主体たることを要求することはできないのだ。この倫理の非対称性こそ、レヴィナスの倫理思想のもつ非常に重要な性格である。次章以下において我々は、この倫理の非対称性が我々の現実に存在する状況の中でどのように機能しているかを見ることになるだろう。

二 国家との関係——倫理と正義

レヴィナスにおける倫理は、「対面」の場面において生じると言われた。述べたようにそれは、個人に対する個人の倫理である。だが、現実の状況において、我々は対面する一人の他者だけではなく、同時に数多くの他者たちと共に存在している。レヴィナスの倫理思想はここにおいて、「第三者」(tiers)という問題についての考察をせまられることになる。レヴィナスは言う。「もし、私が他人と二人だけなら、私はその相手に全て責任を負うのですが、しかし、そこには第三者が存在するのです」(EI, 94)。複数の「顔」に対してどのように向き合うのか。それは、社会の中でレヴィナスの倫理がいかにして機能しているかを問う問題である。

レヴィナスはこう述べる。「正義が必要である。つまり、複数の顔の比較、共存、同時間性、集合、秩序、可視性が必要なのだ」(AQE, 200)。

複数の顔の比較の必要性。レヴィナスは言う。「第三者が私の隣人と良い関係にあるのか、それとも、その犠牲者であるのか、私は知っているでしょうか。誰が私の隣人なのでしょう。ですから、比較しえないものを比較して、吟味し、よく考え、判断しなければなりません」(EJ, 94-95)。これが、レヴィナスの倫理思想において、「正義」という概念が発生する端緒である。そしてこの「正義」という概念が導入されることによって、「共存」や「集合」や「秩序」といった社会のシステムが初めて可能になってくるのである。

順序を間違えてはならない。レヴィナスにおいては、まず社会的なものが存在しその中において対面の倫理が機能しているのではない。そうではなく逆に、原初的な対面の倫理の場に第三者が介入することによって初めてそこから社会的なものが生まれてくるのである。

レヴィナスは、社会的なものの側が己の発生の場面の次元——対面の倫理——から離れてはならないと説いている。もしも社会的なものが、己の発生の場面の次元から乖離し、自分自身の論理を持つようになると、かえってそれは個人の倫理をないがしろにするような、全体主義へと陥ってしまう。ゆえにレヴィナスは次のように言う。

正義をもたらすもの自身が近さの中にあるのでない限り、正義は不可能である。……裁き手は争いの外にいないのではない。そうではなく、法は近さの只中にあるのだ。近さにもとづいて理解される限り、正義、社会、国家とその諸制度——交換と労働は、他人のために身代わりになる一者(une)の責任による

統御からは何ものも逃れられないということを意味する。重要なのは、社会、国家といった先の諸形態すべてを近さにもとづいて再び見出すということであり、近さにおいては、存在、全体性、国家、政治、技術、労働は、自分自身のうちに重心を有し、自分自身で重みを持つ一歩手前の状態にとどまる(AOE, 202)。

ここにおいて、個人が社会的なものに対して取るべき態度が明らかとなる。すなわち、個々人は、倫理の主体として常に、社会的なものが対面の倫理の次元を離れ、自分自身の論理を持ち行使するという全体主義の陥穽に陥らないよう、それを監視し、内側から補完しなければならぬのである。

斎藤慶典氏はレヴィナスにおける「正義の執行機関」を「国家」だとしている⁽⁵⁾。また、サロモン・マルカも、レヴィナスにおける社会的なものの発生について論じるにあたって、「対面的関係が倫理的全能を断念することによって、国家に場所を譲るのである」と書いて⁽⁶⁾いる。確かに古くよりまた現在においても、数多くの人々の利害を調整し、裁き、秩序を維持する役割——正義の執行——は国家に委ねられている。しかし、やはり同時に、「避けることのできない必然的な諸制度によって行使されているこの正義は、あの最初の個人相互の関係によって、絶えず統御されていなければならない」(BI, 95)のであり、ゆえに個人の次元においてもまた、正義は語られねばならないのである。でなければ、レヴィナス自身が、まさにこの問題を論じる只中において「正義をもって私は何をしなければならないのか」(AOE, 200)と問うことはなかっただろう。個々人があくまで倫理の主体として、「平等で正義ある国家」を「創設」し、「維持」してゆかなければならないのである(AOE, 203)。レヴィナスは言う。「正義が正義でありつつけるのは、近きものと遠きものとの区別が存在しない

ような社会においてのみである。とはいえ、このような社会においては、最も近き者を無視して通り過ぎることの不可能性もまた存続している。ここでは、万人の平等が私の不平等性によって、私の権利に対する私の義務の剰余によって担われる〔*bid*〕。社会的な秩序の中に組み込まれることによって、個人は倫理の主体であることを止めてよいわけではない。私は常に倫理の主体でありつづけねばならない。すなわち、あの非対称性の継続である。

一方で、レヴィナスは「私のための正義」は存在すると述べている。(cf. AQE, 202)。レヴィナスにおいて正義と倫理とはその内容を異にしている。私は、他者に対して私に倫理的であることを要求することはできないが、他者たちの中で正義をもって扱われることはできるのである。しかし、この「私のための正義」が成就されるか否か、ということについてもまた、実は非常に大きな問題が存在している。この問題は、レヴィナスの倫理思想の中でユダヤ教という宗教が少なからぬ役割を果たしている部分について、それをいかに解釈すべきかという問題につながっている。

三 宗教との関係——ユダヤ教の特殊性と普遍性について

レヴィナスにおいて正義とは、複数の人間を比較し、裁き、秩序を維持する原理である。そこにおいて、「えこひいき」は存在してはならない。そして、皆がひとしなみに扱われることによって初めて、「私のための正義」も果たされうることになるだろう。だが、正義は、いかにしてそのように正しく機能しうるだろうか。

合田正人氏は、レヴィナスにおける正義について、それは「N人の平等な『市民』からなる社会」が成立し

ていることが前提となっている、と述べている。

N人の平等な「市民」からなる社会を設定したからこそ、レヴィナスはある社会と別の社会との界面やそれを通しての交通をまったく問題にせず、また、平等の理念のもとに存在する種々の格差をどう処理するかという、まさに正義論の課題にも触れることがなかったのではなからうか。⁽⁷⁾

合田氏の言う、レヴィナスの設定する「平等な市民からなる社会」とは一体どのようなものであったのだろうか。『存在するとは別の仕方であるいは存在することの彼方へ』において正義について論じる中で、レヴィナスは非常に重要な問題をはらむ次のような発言を行っている。

〈他人〉とは比較不能な主体たる私は、神の恩寵⁽⁸⁾によってのみ、他者たちと同様の一人の他者とみなされる……〈神の恩寵によって〉、私は他人たちにとっての他者であるのだ (AOE, 201)。

神の〈過ぎ越し〉 (le *passage* de Dieu) —— 神のこの加護、神の恩寵に言及することによってのみ、私はそれを語りうるのだが、それは、まさに比較不能な主体が社会の成員に転じることなのだ (AOE, 202)。

「神の過ぎ越し」。定められた儀式を行わせ、血のしるしを家につけさせることによって、「主がエジプト人を撃たれたとき、エジプトにいたイスラエルの人々の家を過ぎ越し、我々の家を救われた」という、旧約聖書

の記述を思い起こさせる。先の一文は、この「イスラエルの人々」を暗に示しているのだろうか。

合田氏は「人称の遠近法を撤廃しようとする試みが、遠近法の不在を語るその論理が、ある人称の遠近法の特権性を肯定しているのだ」⁽⁹⁾と述べている。合田氏は言う。

レヴィナスはしばしば「万人に対する万人の責任」という言い方をする。けれども、この〈私〉の責任を普遍化したり、それを説教として他人に説くことはできない。この条件のもとで、任意の「隣人」に対する私の責任という無比なる関係から逸脱することなく、「万人に対する万人の責任」を語りうるためには、「万人が万人に責任を負う社会」がつねに前提となっているほかはない。「イスラエルの全員がイスラエルの全員に責任を負うている」(コル・イスラエル・アレヴィム・ゼ・ラゼ)という言葉は、神の律法への同意者全員、真に人間的な人間全員がお互いに責任を負うていることを意味している——、万人が万人に責任を負う社会の別名はイスラエルであったのだ。⁽¹⁰⁾

合田氏の解するところ、レヴィナスにおいては、イスラエルこそが「万人が万人に責任を負う社会」として「平等な市民からなる社会」たりうるのである。それは、社会の成員がひとしく倫理的である社会、と聞いてよいだろう。正義が対面の倫理から発するのだとすれば、対面の倫理なきところに正義はない。もしその成員がひとしく倫理的である社会があるならば、その社会は正義を持つにふさわしいであろう。レヴィナスは、そうした社会を「イスラエルの人々」に見ているのではないか。

ここにおいて、レヴィナスの倫理は宗教の問題、そして、再び国家あるいは政治の問題を巻き込んでゆくこ

とになるだろう。だが、ここではレヴィナスの思想における宗教的な部分、あるいは現実の政治に対する発言に詳細に言及することはできない。本論がここで目指すことは、様々な宗教が存在している我々の社会の中で、こうしたレヴィナスの思想がいかにして受容されるか、その宗教的な主張に対してどう向き合うことができるか、ということを考えてみることである。そしてそこから逆に、様々な宗教を持つ社会どうしがどのように向き合っているのか、という問題に対するヒントが生まれてくるに違いない。

ヒラリー・パトナムは論文「レヴィナスとユダヤ教」の中で、「レヴィナスを理解するためには彼の著作に内在する、本質において、すべての人間はユダヤ人である、という逆説的な主張を理解しなければならない」と述べている。⁽¹¹⁾レヴィナスの言う、「ユダヤ教の普遍性」である。レヴィナスは論文「今日のユダヤ教思想」の中で、「ユダヤ教の思想の基本的なメッセージは：：諸人がお互いを人間として遇するような人間的社會を実現するために、そこにおいて彼が自分を選ばれたものであり代替不可能であると感じるような、人間の個人的責任に訴えることにある」(DL, 209)と述べている。コリン・デイヴィスはこの文章を受けて、「その(ユダヤ教の)中核をなす倫理的メッセージは、ユダヤの神を信じるものたちだけに限定されたものではない」と述べる。⁽¹²⁾レヴィナスにとって、それが誰であれ倫理的な人間は、このユダヤ教のメッセージに応えたものとして、ユダヤ的なのである。それは、特殊なものとしてあるユダヤ教という宗教の中に存在する普遍的なもの——他者に対する責任を負うことの要求——を、まさに普遍的なものとして全人類の規模に押し広げてゆく思考である。パトナムに従って、レヴィナスにおける「本質において、すべての人間はユダヤ人である」という主張を受け入れるならば、先の合田正人氏の、「万人が万人に責任を負う社会の別名はイスラエルであったのだ」という主張もまた、異なった色彩を帯びることが可能になってくるだろう。すなわち、それが誰であれ、倫理的な

人間のことを「ユダヤ人」と呼ぶことが可能であるならば、同様に倫理的な人間たち同士が形成する社会は「イスラエル」と呼ばれうるのではないか、ということである。そこでは、「万人が万人に責任を負う」のだから。ユダヤ教について論じたある講演においてレヴィナスは述べている。「重要なのは、イスラエルという歴史的事実より、むしろ道徳的カテゴリーとしてのイスラエルです」(DL, 39)。

必要なのは倫理である。人々が倫理的である、すなわちレヴィナス的な意味において「ユダヤ人」であることによつて、「イスラエルの人々」が形成される。そしてそのことによつて、「主体が社会の成員に転じる」ことが可能になる。合田氏は「平等な市民からなる社会」が正義の前提である、と述べた。しかし、その「平等な市民からなる社会」の前提は、倫理なのである。

人々が倫理的ではない社会において、正義は発生しない、あるいは、正しく機能しないだろう。「正義は、あの最初の個人相互の関係によつて、絶えず統御されていなければならない」(EI, 95)からである。ここでは「私のための正義」は果たされないのであろう。そして、にもかかわらずその中で、私は倫理的であらねばならない。人々が倫理的である社会においては、正義は正しく機能し、「私のための正義」は成就されるだろう。しかし、やはりなお私は倫理的であらねばならない。倫理の非対称性は解消されることはない。

そして倫理は述べたように、レヴィナスにおいては、「ユダヤ教の思想」に根差しながらしかし、普遍的なものとして主張されうる。同様に、そこから発する正義もまた、普遍的なものともみなされるべきであらう。あくまで原理的にはあるが、ここにおいてはもはや、異なる宗教を信ずる社会の間には差異はない。それぞれの宗教をもつ社会の中で、そして異なる宗教を持った社会同士の間で、ひとしくこの倫理と正義の論理は適用されうるはずである。

四 むすび

本論はここまで、レヴィナスの倫理が、国家や異なる宗教をもつ社会の間でどのように機能しているか見えてきた。

レヴィナスの倫理は、逆説的にも、倫理における普遍性と個人主義を同時に主張するものである。だが、そのことによって、この倫理は、その置かれた状況の如何にかかわらず個人が倫理的であることを可能にしている。その個人主義は、個人に社会や国家の暴力に対して抵抗することを教え、その普遍性は、個人々が、そしてそうした個人々の集まりからなる社会や国家が、信ずる宗教の違いを超えて同じ倫理と正義とを共有していることを教えている。

こうしたレヴィナスの倫理思想は、一方では、非常に哲学的な議論から生まれてくるものであるが、同時に、レヴィナス自身の置かれた状況——国家との関係や自らの信ずる宗教——の中で形づくられたものでもあった。レヴィナスが彼の状況において生み出したその倫理思想は、同様にそれぞれの状況において生きている我々に、その状況を乗り越えて倫理的たるべきことを促しているのである。

凡 例

原文からの引用において、原文にて頭文字が大文字で記された単語には〈 〉を、斜体の部分には傍点を附した。〈 〉は、そのまま〈 〉で示した。引用に際して、途中を省略した箇所については、その部分を……で示した。

レヴィナスの著作からの引用については、引用文の後に著作の略号とその頁数を記す。

略号表

AQE = *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, Kluwer, 1974.

DL = *Difficile liberté*, Albin Michel, 1995.

EI = *Éthique et infini*, Arthème Fayard, 1982.

IH = *Les imprévus de l'histoire*, Fata Morgana, 1994.

LC = *Liberté et commandement*, Fata Morgana, 1994.

TI = *Totalité et Infini*, Martinus Nijhoff, 1961.

註

- (1) François Poiré, *Emmanuel Lévinas Qui êtes-vous?*, La Manufacture, 1987, p.68.
- (2) 「全体性と無限」第一部「同と他」を参照されたい。レヴィナスは「理解する」(comprendre)が「包摂する」(englober)働かざるを述べている。「視覚は……包摂する」(comprehension qui englobe) (TI, 4)
- (3) 「近々」とは対面の倫理のことを指している。「他者に対する責任は、問いに先立つ猶予なき直接性であり、近々そのもの」(AQE, 200)。
- (4) 唯一性においてある倫理的主体を意味する。

- (5) 斎藤慶典『力と他者——レヴィナスに』、勁草書房、二〇〇〇年、一六六頁参照。
- (6) Salomon Malka, *Lire Levinas*, Cerf, 1989, p.88.
- (7) 合田正人『レヴィナスを読む 異常な日常の思想』、NHKブックス、一九九九年、一八八頁。
- (8) 「出エジプト記」12・27。引用は、日本聖書協会新共同訳『聖書』による。
- (9) 合田正人『レヴィナスを読む 異常な日常の思想』、NHKブックス、一九九九年、一九〇頁。
- (10) 同書、一八九〜一九〇頁。引用文中にある引用はレヴィナスの著作『聖句の彼方』からのものである。
- (11) Hilary Putnam, "Levinas and Judaism", in: *The Cambridge Companion to Levinas*, Cambridge university press, 2002, p.34.
- (12) Colin Davis, *Levinas — An Introduction*, University of Notre Dame Press, 1996, p.106.